

令和7年
使用

交通安全

ポスター・デザイン募集

令和7年使用 内閣総理大臣賞受賞スローガン

一般部門A 運転者(同乗者を含む)に呼びかける部門 誰でも応募可

守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

一般部門B 歩行者等に呼びかける部門 誰でも応募可

※歩行者等とは、自転車・特定小型原動機付自転車利用者を含みます

危険です ながらスマホで 踏むペダル

子ども部門 こどもたちに交通安全を呼びかける部門 中学生以下の応募可

青だけど 自分の目で見て たしかめて

いすれかの
スローガンを
原文のまま
使用して
ポスターを
制作してください



募集内容

各部門とも上記の「令和7年使用内閣総理大臣賞受賞スローガン」を原文のまま使用してポスターを制作してください。スローガンの漢字をひらがなやカタカナに変えたり、句読点や括弧などを付加した場合は審査対象となりません。

作品サイズ

一般部門A、B▶B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦位置に限る

子ども部門 ▶B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦・横位置自由

※印刷用のトンボ(断裁位置の目印)や余白は不要です。障がい等で上記作品サイズを描くことが困難な場合は、「交通安全ポスター・デザイン」事務局(毎日企画サービス内)へお問い合わせください。

締切

令和
7年 1月 31日(金)
消印有効

制作上の注意

本ポスター・デザインは交通安全を訴えるものであることから、交通ルールを遵守したものとし、制作にあたっては特に以下の点に注意すること。ただし、危険性を訴える目的で信号機を擬人化するなど、制作上必要性が認められる場合は審査の際に考慮する。

- 信号機、標識、標示等を正しく描く。
- 車内の人物はシートベルトまたはチャイルドシートを正しく装着させる。
- 自転車・特定小型原動機付自転車を素材にする場合は、車体(ブレーキ等)と乗り方を正しく描く、ヘルメットを正しく着用させる。
- 自作、未発表作品に限る。他者の知的所有権を侵害しないこと。
他者の作品や顔写真、商品、商標等が作品中に含まれていると判断された場合は審査の対象とならない。
- 応募点数に制限はもうけない。共同制作も可。
- パソコンによる制作、レタリングやイラストレーションの使用、写真のデザイン化も可。

参考 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



詳細はこちらの二次元コードからも
ご確認できます。

毎日新聞社 交通安全
ポスター・デザイン募集



応募方法・賞・応募用紙は裏面をご覧ください！

交通ルールを守って
つながる笑顔



■主催:一般財団法人全日本交通安全協会 毎日新聞社

■後援:内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 土地交通省 NHK

■協賛:全国共済農業協同組合連合会